

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和3年6月22日（火曜日）

経済建設委員会

日時 令和3年6月22日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 産業振興部、建設部
第76号議案
第79号議案

「質疑・討論・採決」

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 竹下修平 副委員長 山口洋一
委員 澤田恵子 山崎祐一 村田康助 鈴木達雄
議長 （鈴木達雄）

欠席委員

なし

説明のために出席した者

産業振興部、建設部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 大場隆佑

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において本委員会に付託されました第76号議案及び第79号議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第76号議案 新城市企業立地奨励条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 確認ですが、市内の工場等の立地ということで敷地が0.2ヘクタール以上ということと、それは新しいインター周辺のやつも含めて0.2ヘクタールということでしょうか。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 今回、市内全域に対象区域を広げるということで、これまで対象地域としては企業団地のみが対象としていましたので、ある程度の規模が想定されていましたが今後は市内全域ということで、それで0.2ヘクタール、これは新城地区でいいますと、都市計画区域内の調整区域を開発するに当たっての下限、地区計画を策定するに当たっての最低面積が0.2ヘクタールとなりますので、それを基に0.2ヘクタールという形にさせていただいております。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 ありがとうございます。

市内の中小企業では、やはり八束穂につくっても全部完売した企業団地等についても、1ヘクタールちょっとでは大きいという要望を信用金庫だとかいろいろな金融機関から聞いておるものですから、0.2ヘクタール以上のものが該当し、かつ工業として奨励を5年間固定資産を猶予してくれるという形だと認識しておりますが、いい形だなと思います。

改めて0.2ヘクタール以上の小規模なところまできめ細かく企業立地奨励ができるということで再度確認させてください。よろしくをお願いします。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 対象的には0.2ヘクタール以上のものであれば、対象業種はありますけどもそれに合致するものであれば対象になると考えております。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 お願いいたします。

そもそも論になるんですが、この理由に書いてありますけれども、条例改正をする内容というよりも必然性、今ここでなぜ必要なんだということを、委員会ですのもう少し詳しく説明していただけますか。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 いま現在、新城インターチェンジが開設されたおかげで、企業さんからの問合せはかなりあるという状況です。ただ、企業さんにとっても新城市で建てたいというわけではなくて新城市を含めて近隣の市町村の企業団地だとかと一緒に検討されているというところですが、新城市内においては企業団地というものがすぐ紹介できるものがないので、そういったところなるべく、民間の土地を活用して民間の方が自ら開設していただけるようなものも支援していく必要があるのではないかとということで、今回提案をさせていただいたところです。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ただいま企業から問合せがあるよというお話だったんですが、その企業は純粋な国内企業なのか、外資系の企業なのかどちらが多い状態ですか、現時点では。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 実際、具体的な企業名を出して問合せが来るということは少ないんですけども、こちらのほうに来られる中で聞いた中では国内の企業さんが求められ

ているというところが多いかなと感じております。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今のお話だと、想像するに具体的にメーカーなり企業からダイレクトではなくて、デベロッパーというかその仲介役を果たしている業者、そういうところからどうなんだねという問合せが来ているという段階ですね。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 具体的な企業さんというよりも、開発事業さんからの問合せ、企業さんからの依頼を受けて探されている開発事業者という形が、そればかりではないですけれどもそういったところが多いかなと思っております。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 市のほうに直接来るのか、企業庁あたり、県のほうを仲介して来ているのかどちらが今、ケースとしては多いですか。

○竹下修平委員長 権田商工政策課長。

○権田晃明商工政策課長 今、こちらに来ているのは直接来られている方が多いと伺っております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第76号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第79号議案 訴えの提起を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 御案内のように補正のほうで債務負担行為ということで補正が打ってありますが、ここに限度額が第一審の訴訟弁護に関わる経費ということで、期間としては令和4年からということでありますので、恐らく当該事業年度、令和3年は多分33万円で済むだろうということの推定ですが、果たしてこれ訴訟を打つ以上は、うちは勝つという見込みで打つわけでありますので、本市は、負けるということは多分想定していないということになりますので、どのぐらいの期間を要するとお考えなんでしょうか。

○竹下修平委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 期間でございますけれども、これからの案件になりますのでこの先弁護士と相談の上期間は決まっていくものと思われまので、今ここでは期間までは難しく思いますので相談の上決めていきたいと思っております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 本会議でこの概要は、委員会付託の前に伺ったんですが、委員会審議でするので通常もう少し詳しく説明をいただいて、委員会としての判断、委員としての判断をしたいので、もう少し詳しく、いろいろ裁判になっていくので支障がある面も重々承知しております。なぜこういうふうに至ったのか、特にその辺の経緯、背景、それから大声を張り上げて云々なんていうことも本会議の席ではありました。

あれだけではちょっと分かりにくい面があるので、もう少し詳しく説明いただきたいと

思います。

○竹下修平委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 それでは、まず本会議のほうでも説明しましたけれども、まず経緯についてですけれども、重複するところもあるかと思えますけれども、当該訴訟、これから上げるものについては、相手方の土地との水路境界ということで、お互い納得いかないということで今までやってきまして、その境界線について双方主張が食い違うということとずっとやってきまして、始まってきたのが平成21年からずっとやってきまして、回数にしてはうちで分かっているだけでも50回以上の話し合い、そういうことも行ってきております。時間的にも長いところであれば数時間、日が変わってまで廊下で相手方がいる状態で話し合ったとか、そういうことも伺っております。

そういった中で、この先ずっとやってきた間で平行線をたどってきておりますので、そこを話し合いでは解決できないということで今後訴訟という形、訴えということで提起させていただきまして、早期に解決を図りたいということでこちらとしては早期に決着をつけたいということで今回提起させていただいた次第でございます。

○竹下修平委員長 今、説明いただいた経緯につきましても、資料要求の中にも参考になるものがありますので見ていただければと思います。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 経緯としてするとそうなんですけど、決定的に何、どこが平行線、どこから平行線になってしまったんですか。要するに、交わらないというか、話ができない段階で、どこが分岐点というか、主張の何みたいなものになったんですか。

この境界の話というのはよくある話だと思うんですけど、それで構造物をつくってしまった、さあ壊すんだどうだこうだってい

うのはよくある話というか、必ずしも悪意でなくてもそういうことって誤りでなってしまうこともあるので、その辺議案として判断するのももう少し材料をいただきたいなと思います。

○竹下修平委員長 天野建設部長。

○天野充泰建設部長 すみません。私のほうから少し今の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、根本的にどこで主張が食い違ってきたのか、どこからという話でいきますと、初めからもう一貫して食い違いの内容は一緒でございます。向こうは公図という公図幅、読み取れる70センチ程度、市としてはもう既に昭和50年代の初頭、初め頃にもう既に水路をつくっております。そのときには、当然隣接の方と境界確認等もさせていただいて、そこへつくる承諾等を受けた中でつくってきた話ですので、あくまでも現況が市の境界ですよという、そこが大きく違います。

それで、ポイントとなりますのは、そもそもこの相手方さんは、その土地を買われたのが平成6年で、要するに前所有者から買われておられるわけです。当然それも現況の中で買われておる。ただ、本人さんはその後、平成21年にその付近の境界確認の機会がありました。その中で、公図とのずれというものに疑問を持たれて、「それなら、要は水路、公図より水路、うちの土地に食い込んでおるんじゃないか」というところが始まりでございます。

そのずれというものはずっと同じ流れでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 確認だけさせてもらいます。

そうすると、現況か公図かということでよくあるパターンですね、公図で。公図といっても、ごくごく簡単なというか、要するにもともとは形というよりも税金を徴収するためにつくったものであって、それが法務局に移

管されて町村役場から法務局に移管されて終戦直後からそういう形で公図としてある程度時代を経たので、その公図が独り歩きするというか市民権を得てそういう訴えになったんだろうと思うんですけども。

そうすると対応として現況がもう昭和50年代という、もう半世紀近くはそのまま来ておるわけですね。それが公図と図面と違うよということで訴えが起きて平行線になったということは、一般論とすれば現況のほうが正当性を持つわけですよ、判断としては。その決着のために訴えを起こすことにしたという理解でよろしいですね。

○竹下修平委員長 天野建設部長。

○天野充泰建設部長 そのとおりです。

○山崎祐一委員 分かりました。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第79号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前9時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 竹下修平